

平成23年度四国地方公共工事品質確保推進協議会  
(略称名：四国品確協)

日時：平成24年1月31日（火）

13：10～14：10

場所：高松サポート合同庁舎(13F)  
災害対策室、1306, 1307 会議室

議 事 次 第 (案)

1. 開催挨拶（会長 四国地方整備局長 川崎 正彦）

2. 「四国品確協」設置要領の改正について 資料-1

【報告事項】

3. 平成23年度の活動状況について 資料-2

4. 公共工事品質確保の進捗状況について 資料-3

【審議事項】

5. 平成24年度の実施方針について 資料-4

【意見交換】

6. 公共工事品質確保推進に係わる意見交換

6-1 先進市町の取組事例紹介 資料-5

6-2 意見交換

その他参考資料

・四国地方公共工事品質確保ニュースレター（月刊誌）

参考資料-1

## 「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領

## 改正案

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、公共工事の品質確保に向け、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者の責務を果たすために、協力体制を強化、情報交換を行うなど相互の連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

もって四国地方における公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 総合評価方式の導入・拡大等
- (2) 発注者支援の具体的な施策展開
- (3) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
- (4) 協力体制の強化のために関係機関との連携
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(四国地方公共工事発注者支援技術者登録)

第8条 「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録については、協議会会長が決定し登録を行う。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。

付 則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。

付 則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。

付 則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。

付 則 この要領は、平成24年1月31日から施行する。

第 4 条関係（委員）

（1）会 長：国土交通省 四国地方整備局長

（2）委 員：国土交通省 四国地方整備局 次長  
次長兼総務部長  
企画部長  
建政部長  
営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 整備部長  
林野庁 四国森林管理局 森林整備部長  
環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官  
高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長  
財務省 四国財務局 総務部長  
財務省 高松国税局 総務部 次長  
徳島県 ~~県土整備部長~~  
政策監補兼県土整備部長  
農林水産部長  
香川県 土木部長  
農政水産部長  
愛媛県 土木部長  
農林水産部長  
高知県 土木部長  
農業振興部長  
市町村 市町村長  
西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長  
本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

## 第 6 条関係（幹事）

（1）幹事長： 国土交通省四国地方整備局 企画部長

（2）幹 事： 国土交通省 四国地方整備局 ~~地方事業評価管理官~~

企画部 技術調整管理官

企画部 技術開発調整官

企画部 総括工事検査官

総務部 契約管理官

建政部 建設産業調整官

都市調整官

河川部 河川調査官

道路部 地域道路調整官

港湾空港部 事業計画官

営繕部 営繕調査官

農林水産省 中国四国農政局 整備部 設計課長

林野庁 四国森林管理局 森林整備部 治山課長

環境省 中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課長

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局会計課長

財務省 四国財務局 総務部 会計課長

財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官

徳島県 ~~県土整備部次長~~ 副部長

農林水産部農山村整備課長

香川県 土木部次長

農政水産部~~土地改良課長~~ 農村整備課長

愛媛県 土木部技術監

農林水産部農業振興局農地整備課長

高知県 ~~土木部建設検査長~~

土木部土木技術監兼建設検査長

農業振興部農業基盤課長

市町村 担当部課長等

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

## 【オブザーバー】

国土交通省 四国運輸局

第五管区海上保安本部

警察庁 四国管区警察局

経済産業省 四国経済産業局

（独）水資源機構

# 平成23年度の活動状況について

# 四国地方公共工事品質確保推進協議会の取り組み

平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行

平成18年7月21日  
四国地方公共工事  
品質確保推進協議会設立

<メンバー> 整備局、4県、4市  
<目的> 協力体制の強化、情報交換による連携  
発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等  
→公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与

←H17年度以降、検査臨場・整備局研修への参加拡大の取組中。

◎H19年度に四国内の全市町村をメンバーに加え拡充(整備局、4県、96市町村)

←H19年度より「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録制度開始。  
(H24より「公共工事品質確保技術者資格制度」に移行)

◎H20年度には他省庁等も加え、現在の体制に拡充(11省庁、3特殊法人、4県、95市町村)

←H20年度より各県単位のブロック会議にて情報提供、意見交換等を実施。

★公共工事の入札及び契約手続の更なる改善等について(H21.4.3)

(総務省・国交省  
要請文書)

←H22年度、首長キャラバンにより首長の意向把握を実施。(59/95市町村)

←H23年度、県担当者との意見交換、ニュースレター発刊

★公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(H23.8.25)

(総務省・国交省  
要請文書)

平成23年度四国地方公共工事品質確保推進協議会 (H24.1.31)

# 地方公共団体に対する緊急要請について

公共工事の入札及び契約手続の更なる改善等について  
(H21.4.3付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請)

平成21年度当初予算の成立を受けて、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に行う必要ため、所要の措置を要請。

## 要 請 事 項

- ・適切な地域要件等の競争参加条件の設定等
- ・予定価格事前公表の取りやめ
- ・歩切りの厳禁、見積もりを活用した積算方式、適切な契約変更
- ・国交省の低入札価格調査基準価格の見直しを踏まえた適切な見直し
- ・総合評価方式の導入・拡大、都道府県の第三者機関の活用等による体制整備
- ・前払金及び中間前払金の適切な運用
- ・完成検査、支払手続等の迅速化
- ・地域建設業経営強化融資制度の導入、債権譲渡の迅速な運用

各都道府県を通じて、管内の市区町村に対しても周知徹底

地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請について  
(H23.8.25 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について)(概要)

I. 緊急に措置に努めるべき事項

- 地域維持型契約方式
  - ・地域維持事業の担い手確保が困難になるおそれなど担い手の実情を調査。
  - ・地域維持事業の事業実施に要する経費を適切に費用計上。
  - ・地域の実情に応じ、地域維持型の契約方式として、包括発注(一括契約や複数年契約)や、地域精通度の高い建設企業で構成される建設共同企業体等による受注の仕組みを活用。
- ダンピング対策の強化
  - ・低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の適切な見直し、価格による失格基準の積極的な導入・活用。
- 予定価格等の事前公表の見直し
  - ・低入札価格調査基準価格・最低制限価格は契約締結後に公表。
  - ・予定価格についても事前公表の取りやめ等適切に対応。
  - ・外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ等があった場合の記録・報告・公表の制度を導入。
- 予定価格の適切な設定
  - ・設計金額(積算金額)からの歩切りは行わない。
- 一般競争入札等の活用に必要な条件整備
  - ・地域要件の活用にあたり、各発注者が予め運用方針を策定。
  - ・入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大。
- 総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保
  - ・段階審査による落札者決定方式を活用し、受発注者双方の事務量を軽減。また、評価結果の公表及び評価内容の通知等の実施。
- 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等
- 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

II. 継続的に措置に努めるべき事項

- 一般競争入札、総合評価落札方式の適切な活用
- 不良・不適格業者の排除
  - ・公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用。
  - ・不当介入があった場合の通報・報告等の徹底。
- 発注者としての体制の補完
  - ・CM方式等外部機関の活用、市町村の入札契約制度改善への都道府県の支援。  
等

III. 情報の公表を行わなければならない事項

- 法に基づく公表義務の徹底

IV. その他公共工事の入札・契約に関する留意事項

- 前払金・中間前払金の導入・拡大
- 工事請負代金の支払手続の迅速化
- 地域建設業経営強化融資制度等の普及・拡大

## <参考> 予定価格事前公表取りやめについて

### (社)日本建設業連合会との意見交換会(H23.5.26)における要望

(地方自治体に対する要望)

・一部の地方公共団体で実施している予定価格などの事前公表は、応札すべき金額を誘導することにほかならず、価格による適正な競争が排除され、建設業者の見積努力を損なわせるなどの弊害が指摘されている。  
そのため、予定価格等の事前公表の廃止を要望します。

# 平成23年度四国品確協活動状況

## ①各県の既存協議会を活用し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施(継続)

・各県の既存協議会等を活用して、自治体発注担当者等を対象に、四国地整より公共工事の品質確保推進に関する必要な情報提供、公正取引委員会四国支部の方や国土交通本省建設業課の方より入札契約適正化法や建設業法等に関する講演等が実施されました。

・愛媛県部会では愛南町より総合評価落札方式(施工計画型)の実施事例が紹介された。



### 四国地方公共工事品質確保推進協議会

#### 幹事会

※下線の日付けは国交省が参加し、情報提供

#### 徳島県

##### 公共工事品質確保 支援連絡会議

開催日: H23.12.16 ※

参加数: 約40人

内容:

- 入札契約適正化法や品質確保の取組みに関する講演(四国地整)
- 入札・契約制度等についての説明(国土交通本省建設業課)
- 入札・契約・工事の品質確保等についての意見交換会を実施

#### 香川県

##### 香川県公共工事 契約業務連絡協議会

開催日: H23.7.21, ※  
H23.10.28

参加数: 約30人

内容:

- 入札契約適正化法や品質確保の取組みに関する講演(四国地整)
- 建設業法及び約款における元請・下請関係の適正な運用、入札談合の防止に向けての講演(公正取引委員会)
- 入札・契約・工事の品質確保等についての意見交換会を実施

#### 愛媛県

##### 愛媛県技術管理等 連絡会議

開催日: H24.1.13 ※

参加数: 約30人

内容:

- 公共工事品質確保推進の取組についての情報提供・意見交換を実施(四国地整)
- 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について等情報提供・意見交換を実施
- 愛南町による総合評価落札方式(施工計画型)の実施事例紹介

#### 高知県

##### 高知県公共工事 契約業務連絡協議会

開催日: H23.6.10  
H23.11.29 ※

参加数: 約70人

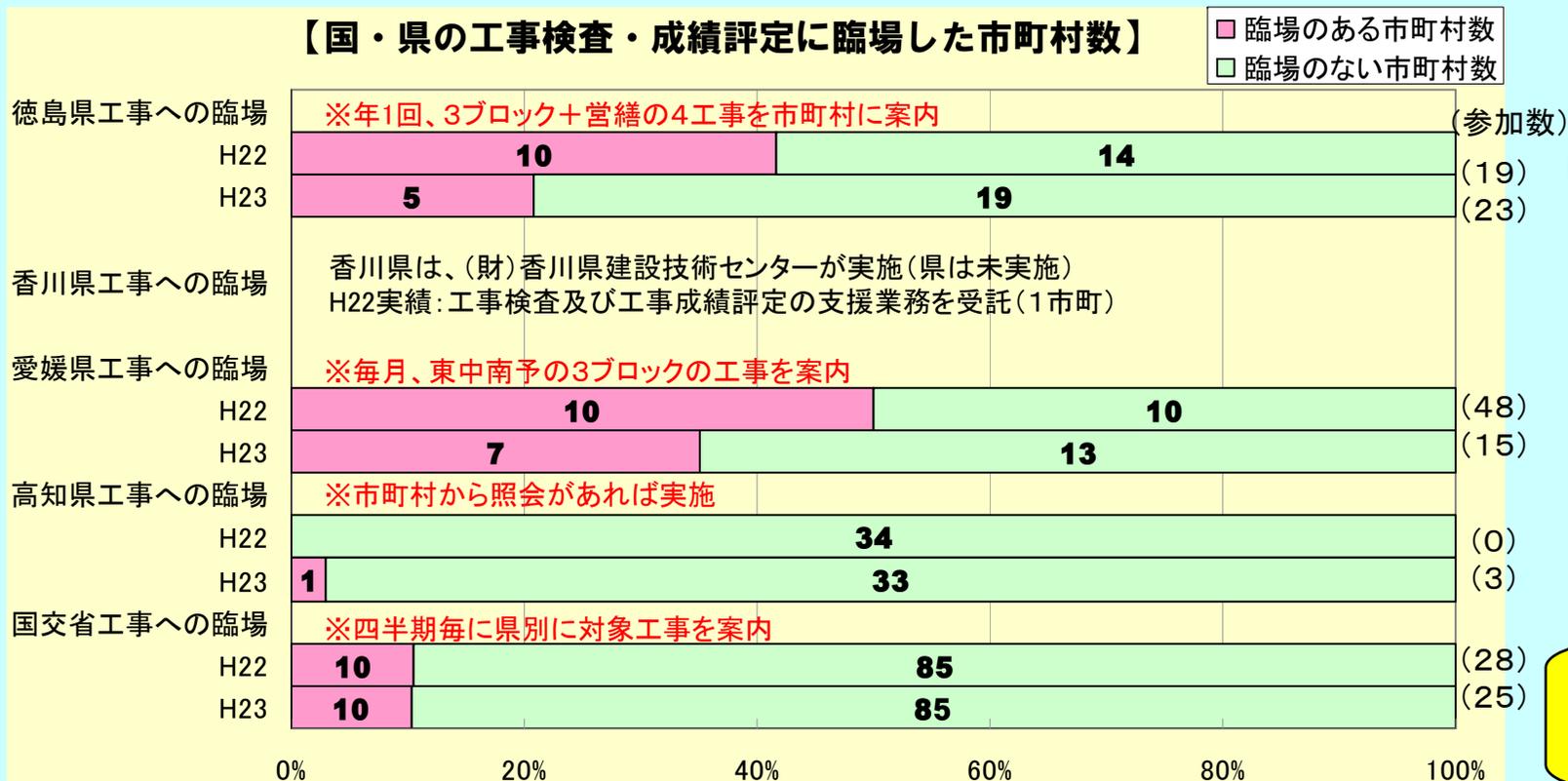
内容:

- 公共工事品質確保推進の取組についての情報提供・意見交換を実施(四国地整)
- 入札談合の防止に向けての講演を実施(公正取引委員会)
- 公共工事契約業務の留意点、建設業法等の取扱い、電子入札に関する説明

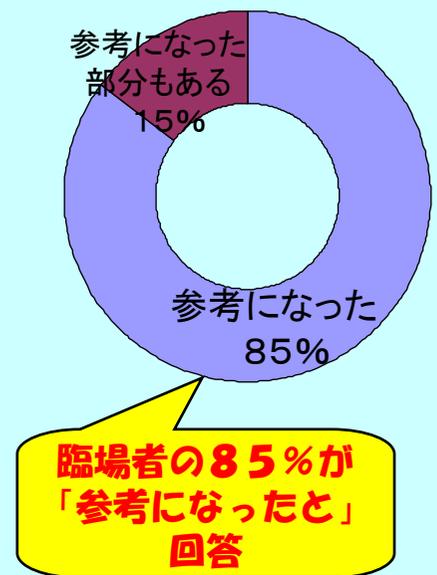
# 平成23年度四国品確協活動状況

## ②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進(継続)

- ・自治体発注担当者等の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査、成績評定の臨場(実地研修)を実施。
- ・四国全体における平成23年度の臨場者は11月末時点で21市町村66名であり、平成22年度(30市町村95名)と概ね同じ活用状況と成る見込み
- ・また、市町村工事の検査に国・県等の検査職員等が立会し、検査完了後に助言を行う市町村工事の臨場も実施。 <H23は、12月に「いの町」(高知県)で1件のみ実施。>



【臨場者へのアンケート】



H23.11末現在

# 平成23年度四国品確協活動状況

## ③国・県等の既存研修制度の活用推進(継続)

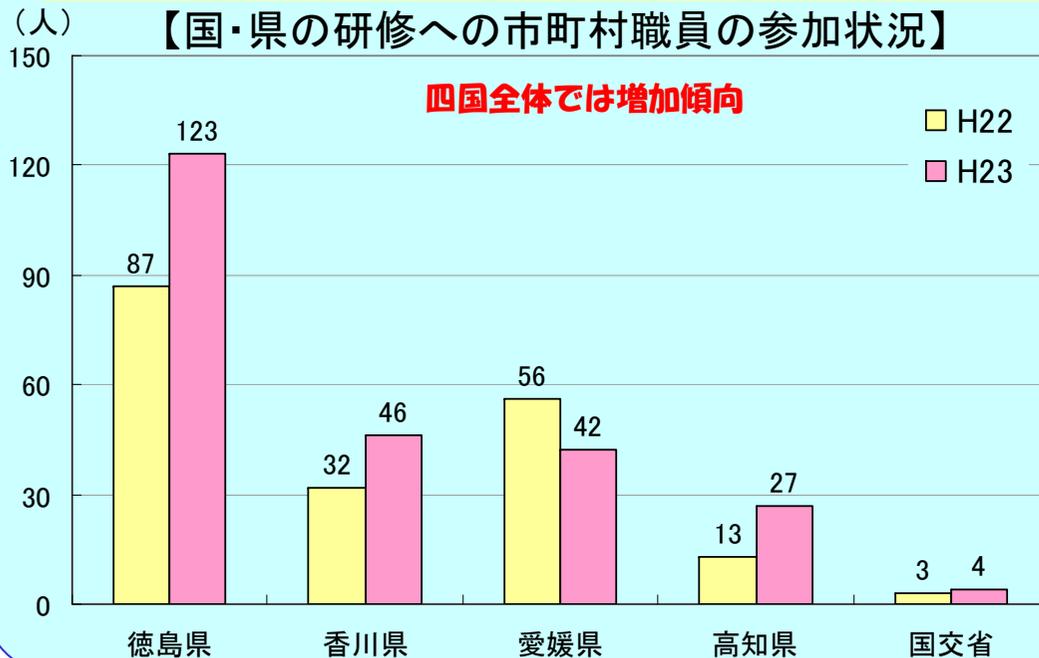
- ・自治体発注担当者等の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の研修制度を積極的活用
- ・四国全体における平成23年度の既存研修制度の活用状況は、11月末時点においてすでに平成22年度を4研修・51名上回っており、大幅に増加する見込み。

参加状況(H23.11末現在)

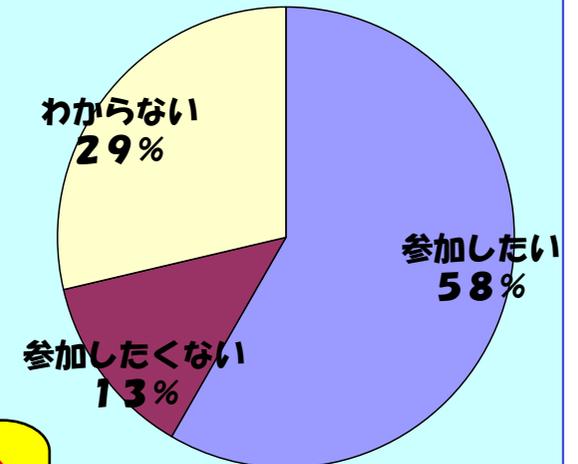
- ◆徳島県: 5研修(2)※123名(87)※
- ◆香川県: 3研修(2) 46名(32)
- ◆愛媛県: 2研修(2) 42名(56)
- ◆高知県: 1研修(1) 27名(13)
- ◆国交省: 3研修(3) 4名(3)

※( )内はH22実績

四国全体: 14研修(10) 242名(191)

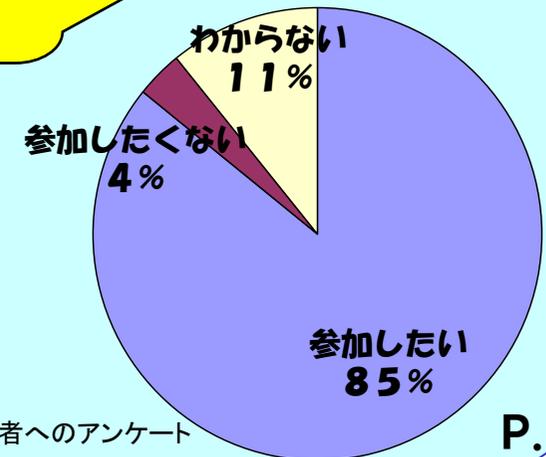


【国の研修への参加希望】



県の研修への参加希望が多い

【県の研修への参加希望】



※自治体担当者へのアンケート

# 平成23年度四国品確協活動状況

## ④学識経験者として国・県等派遣職員の活用推進(継続)

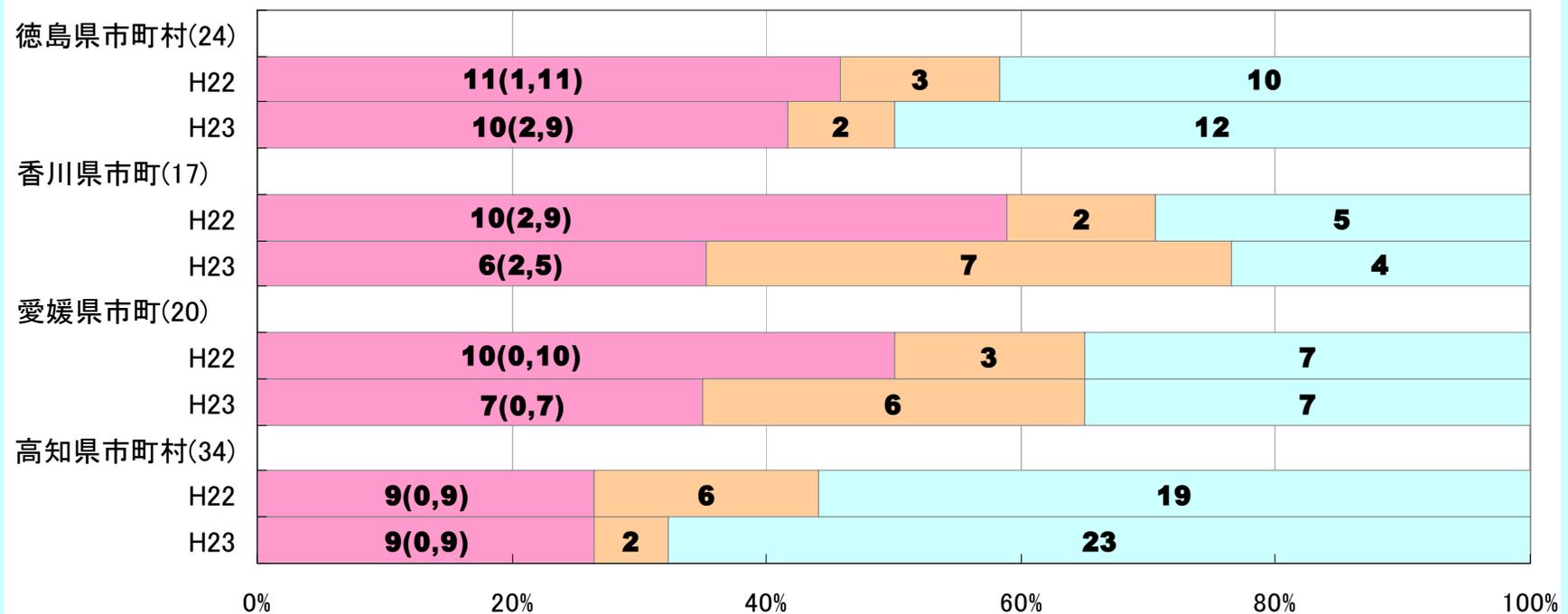
- ・総合評価落札方式の意見聴取を行う学識経験者として、国・県等の職員を派遣する支援を実施。
- ・四国全体における平成23年度の国・県等派遣職員の活用市町村は、11月末時点で32市町村であり、平成22年度(40市町村が活用)と概ね同じ活用状況となる見込み。

＜自治体を対象にしたアンケートで67%が活用を希望(H23.5月調査)＞

※学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

(公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について H17. 8. 26閣議決定より)

【意見聴取を行う学識経験者として国・県職員等を活用した市町村数】 ※(H23.11末現在)



※●(▲, ■)

●: 派遣職員を活用した市町村数

▲: 国の派遣職員を活用した市町村数

■: 県の派遣職員を活用した市町村数(愛媛県は県の委員会または愛媛県建設技術センターを活用)

## ⑤ニュースレターの創刊(月刊誌)(新規)

○平成23年10月より関係者の方々と情報交換を行う新たなツールとして、幹事の皆様に発信し、関係機関の情報共有等に活用して頂いているところ

## ⑥各県担当者との意見交換会開催(新規)

○目的:各市町村の実態を把握する。

○内容:平成23年7月～8月にかけて、各県の品質確保担当者と四国品確協事務局担当者により開催。

○結果:以下の項目について、意見を聴くことができた。

- 1)協議会の開催について
- 2)総合評価の実施について
- 3)自治体支援について
- 4)予定価格の事前公表について



意見の内容について分析し、今後の協議会活動方針に反映していく。

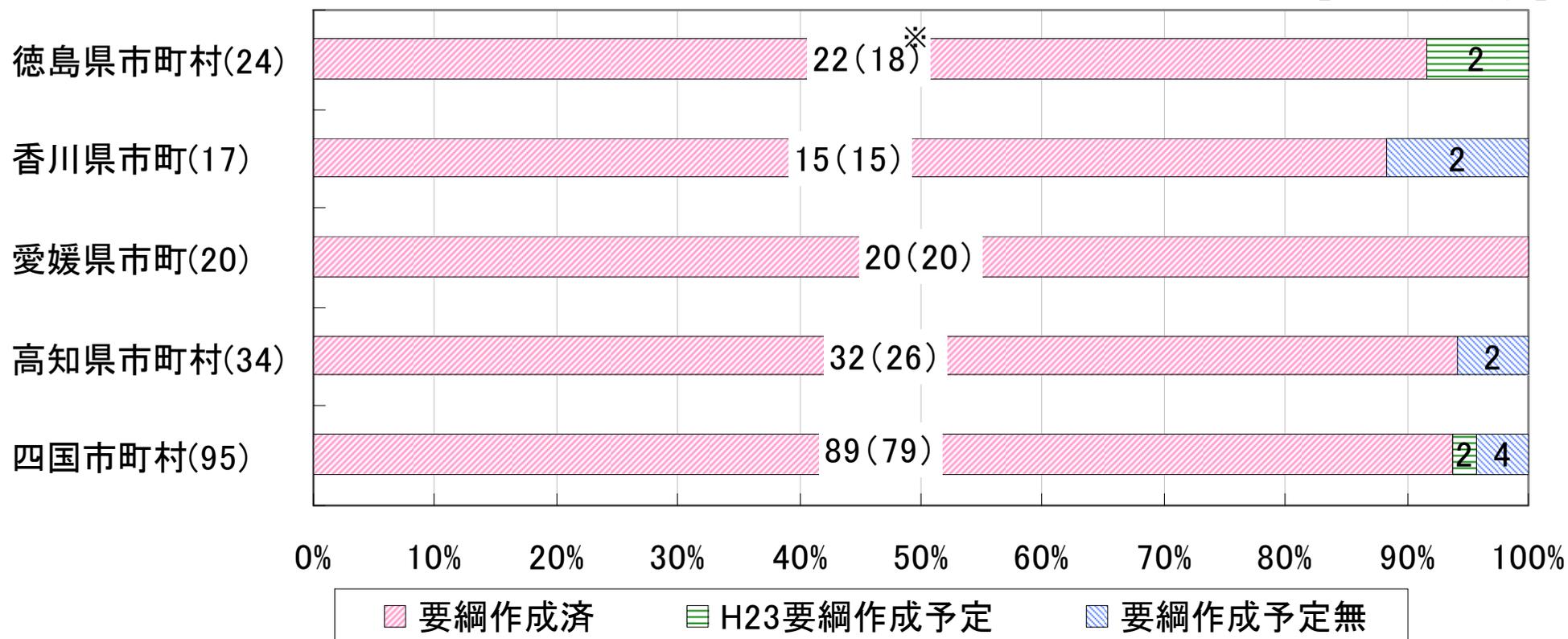
# 公共工事品質確保の進捗状況について

# ①総合評価落札方式実施状況(市町村)

- ◆総合評価落札方式の実施要綱を策定し、総合評価落札方式での発注が実施できる状況になる市町村は、H23年度中には四国全体の96%(91/95)まで拡大する見込み。
- ◆公共工事の品質確保を図るため、全ての市町村で、総合評価落札方式での発注が定着するよう推進されたい。

【四国の総合評価落札方式実施要綱策定市町村数】

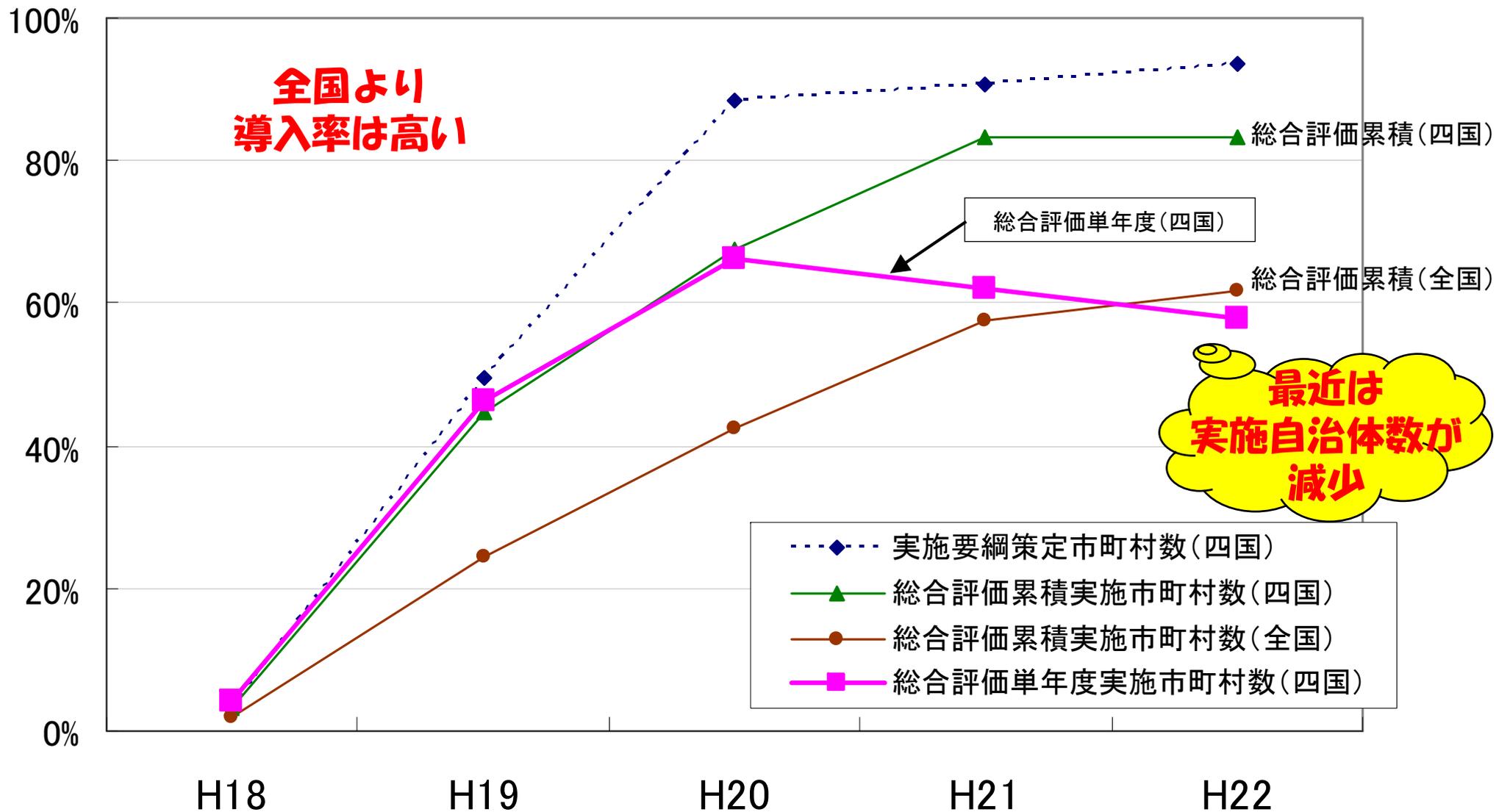
【H23.11末現在】



※( )内は、総合評価実施実績のある自治体数

# ① 総合評価落札方式実施状況(市町村)

## 【市町村の総合評価落札方式実施状況】

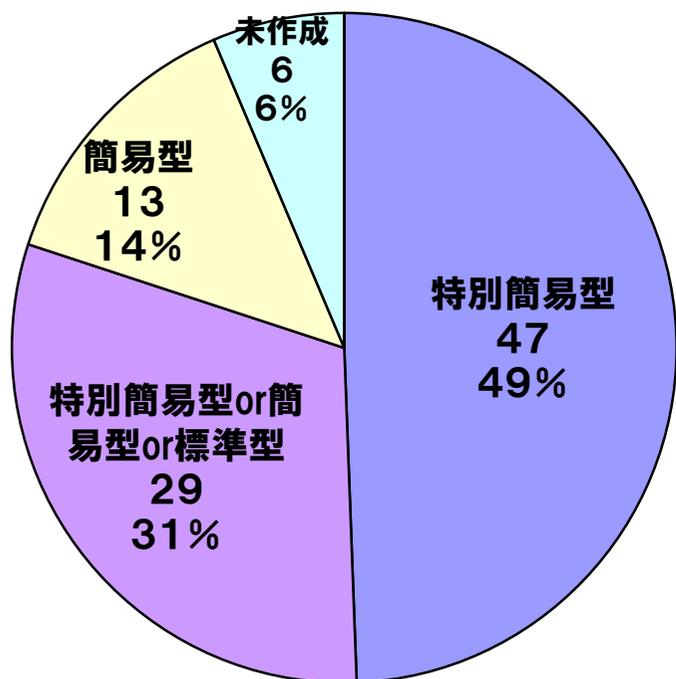


# ① 総合評価落札方式実施状況(市町村)

◆ 四国の市町村における実施要綱では、約50%が特別簡易型のみとなっている

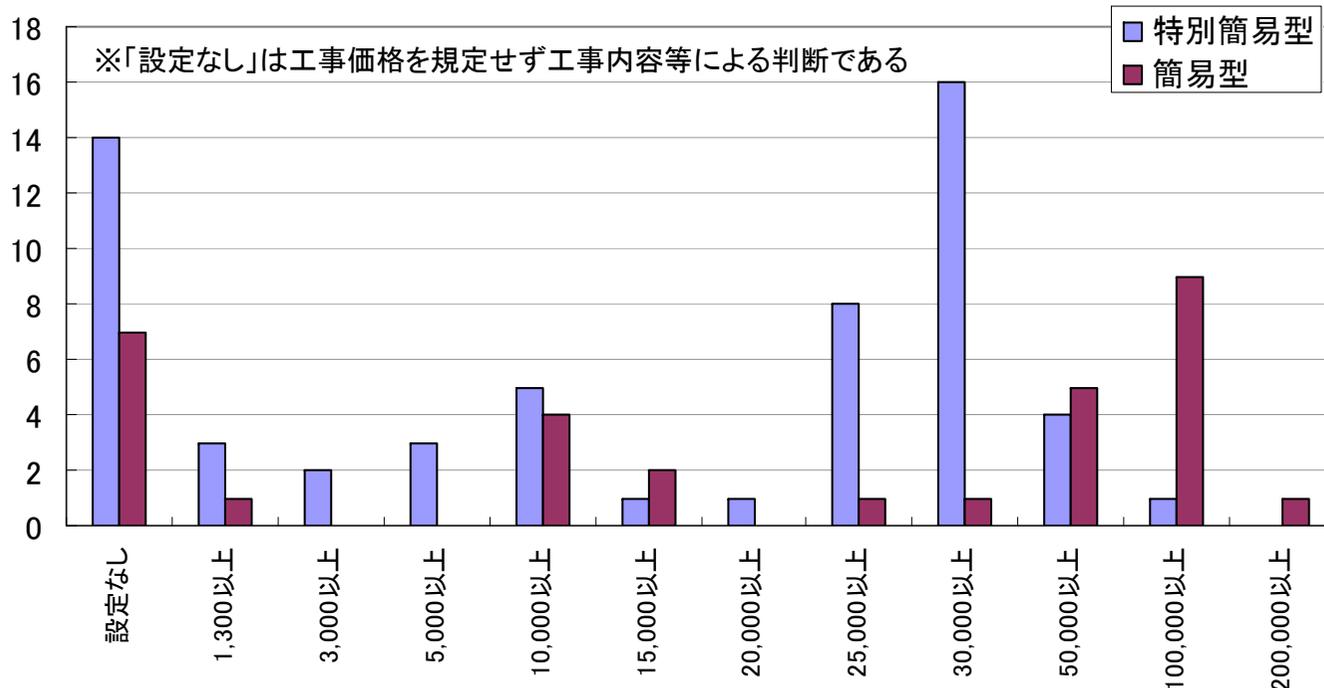
◆ 総合評価落札方式実施市町村の減少は、四国内各市町村の適用工事の減少が一因と考えられる

【実施要綱に規定された評価方式】



【四国内各市町村の総合評価落札方式の適用範囲】

(市町村数)



【総合評価落札方式の適用範囲(予定価格等)】

単位:千円

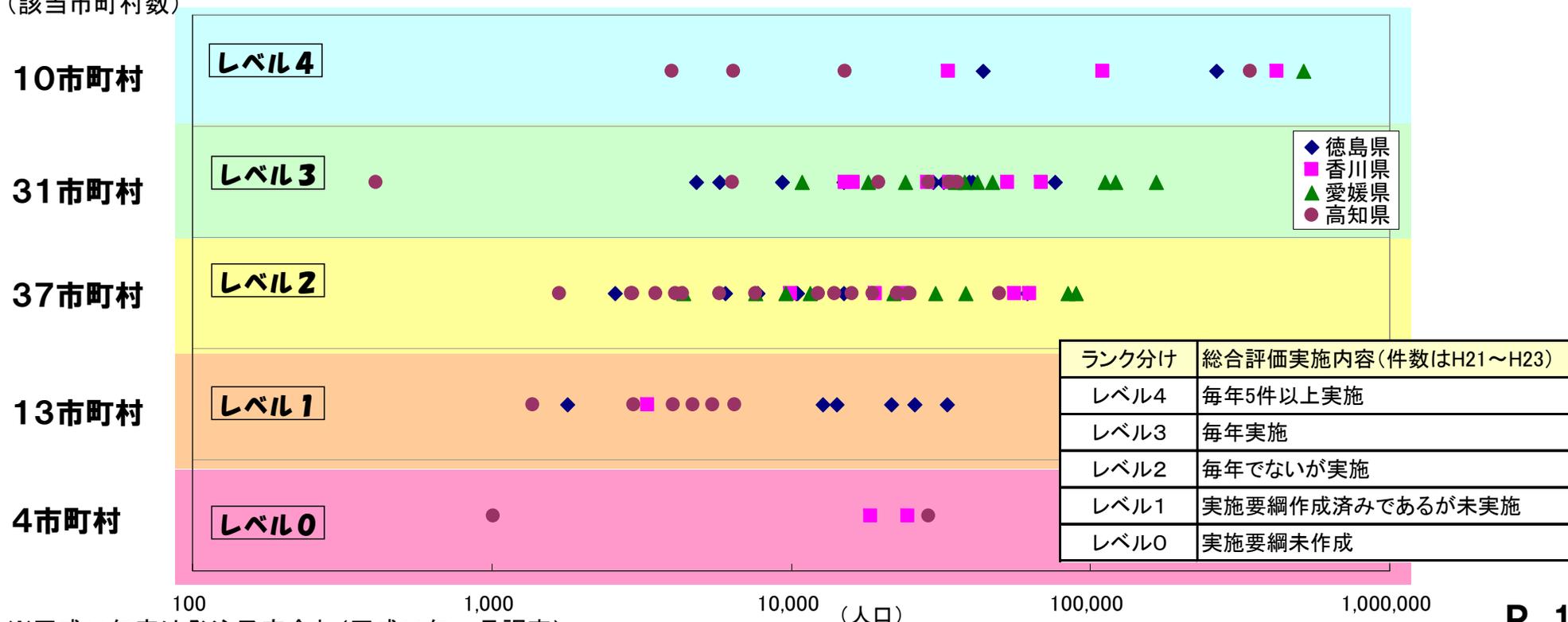
# <参考> 総合評価落札方式に積極的に取り組んでいる市町村

- ◆徳島県：徳島市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、那賀町、牟岐町、松茂町
- ◆香川県：高松市、丸亀市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、多度津町、まんのう町
- ◆愛媛県：松山市、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、内子町、伊方町、愛南町
- ◆高知県：高知市、室戸市、安芸市、土佐市、四万十市、香南市、大川村、越知町、檮原町、津野町

(赤はレベル4、黒はレベル3の市町村)

【総合評価落札方式の実施予定（四国）】※

(該当市町村数)



※平成23年度は発注予定含む(平成23年11月調査)

## ②工事成績評定の実施状況(市町村)

◆工事成績評定は、四国全体における60%・57市町村が実施、昨年度より2町の増

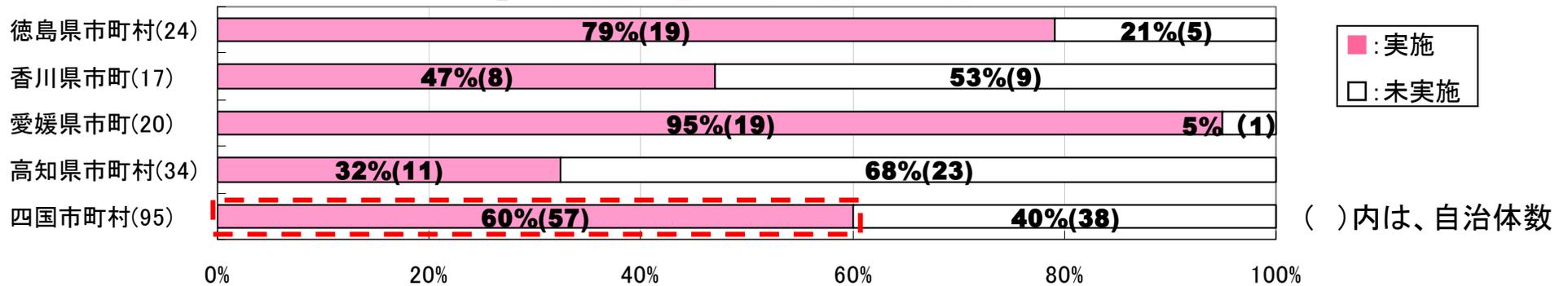
◆工事成績評定の必要性

- ① 評点を活用した受注業者の適正な選定
- ② 優良業者の育成
- ③ 発注機関担当技術者の技術力向上

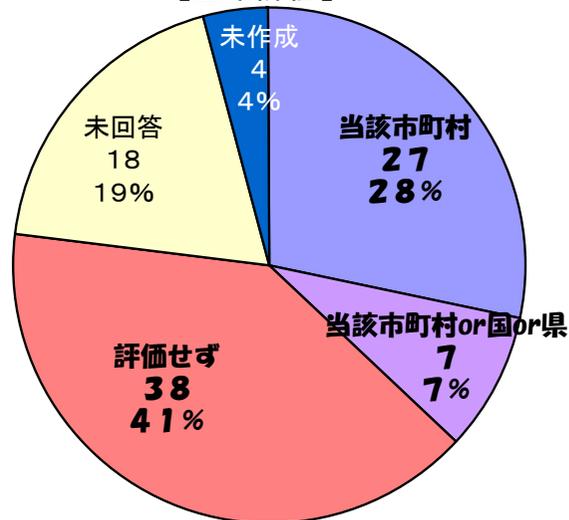


**企業評価で4割弱、技術者に至っては1割弱しか評価していない状況**

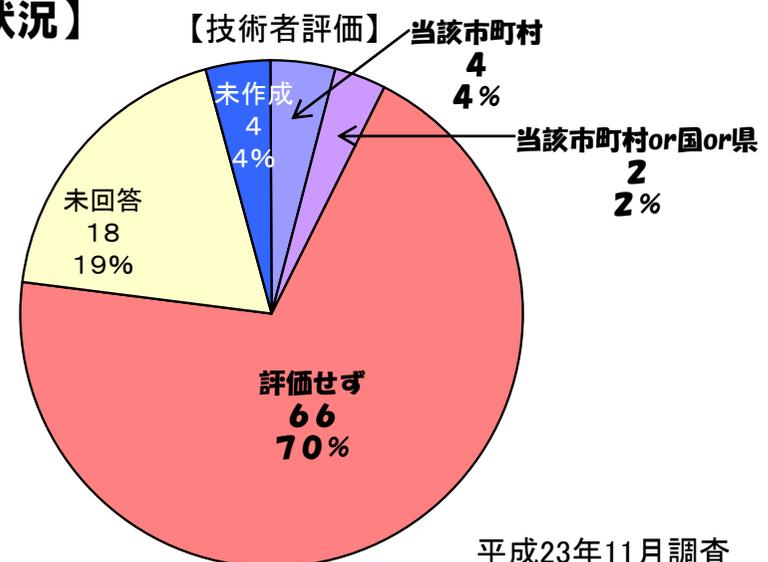
【工事成績評定の実施状況(H23.4)】



【企業評価】



【成績評定の利用状況】



平成23年11月調査

### ③ 予定価格の事後公表状況(市町村)

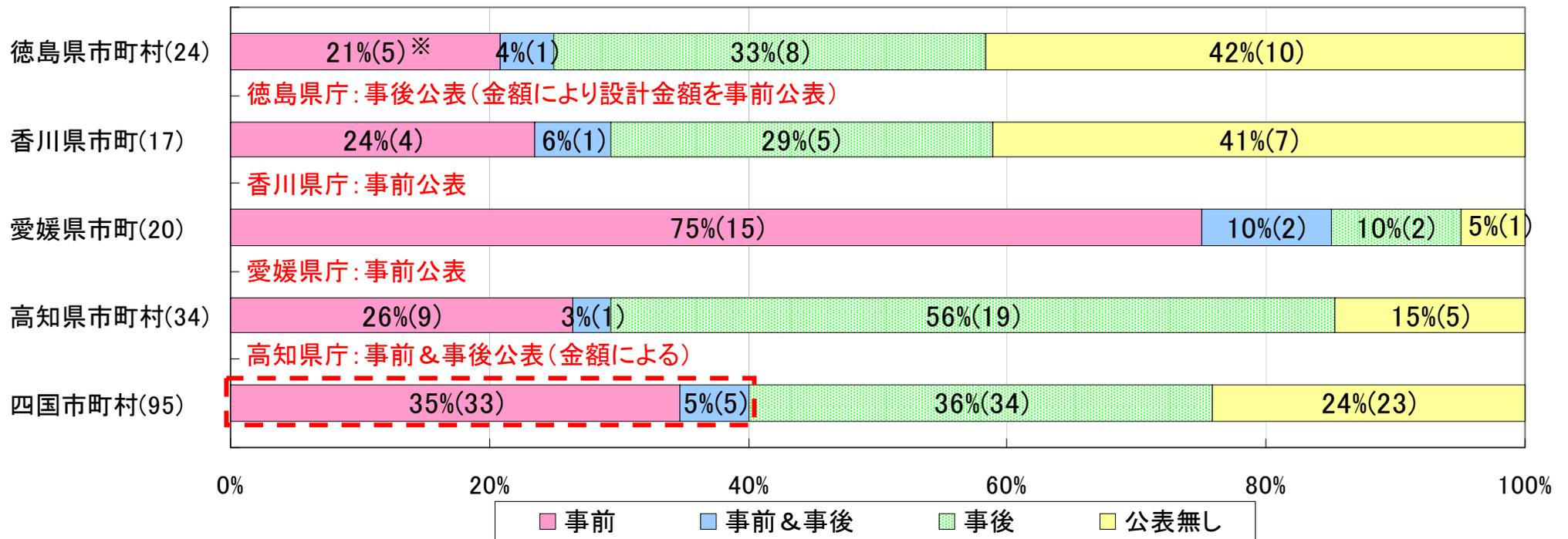
◆ 予定価格の事前公表が行われている市町村は、四国全体の40%・38市町村であり、昨年度と変わっていない

◆ 予定価格等の事前公表の弊害

- ① 建設業者の見積努力を損なわせる
- ② くじ引きによる落札件数が増加する

【自治体の予定価格の公表状況】

【H23.4調査】

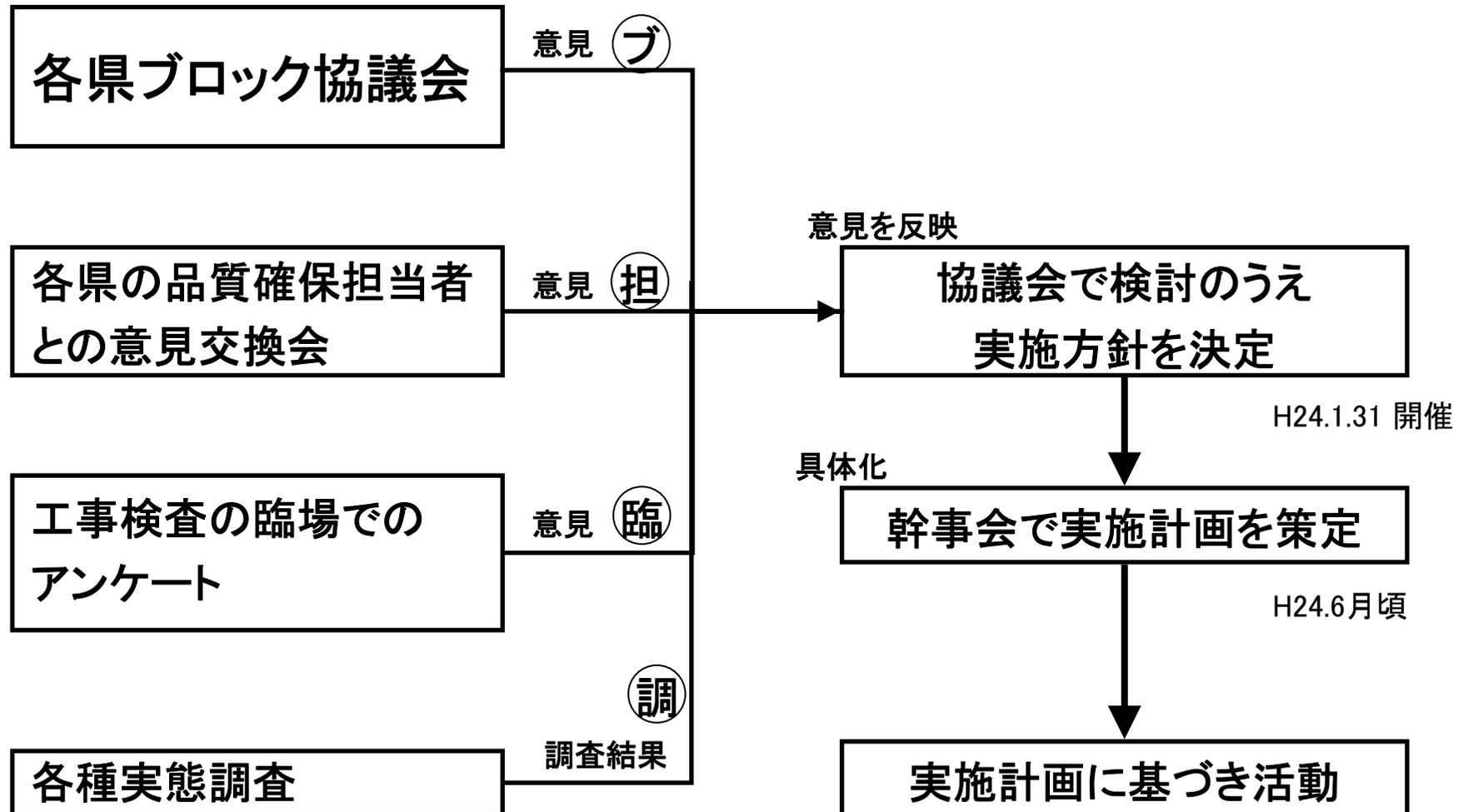


※( )内は、自治体数

# 平成24年度の実施方針について

# ◆公共工事品質確保推進に向けた今後の実施方針(案)

各自治体の意見を反映した平成24年度の実施方針(案)とする。



# ◆公共工事品質確保推進に向けた今後の実施方針(案)

## ①各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施(継続)

- ・各県の既存協議会等と連携して、自治体発注担当者等を対象に、公共工事品質確保推進に関する必要な情報提供、**主要議題における討議**、意見交換等を行う。



H24  
実施方針  
に反映

### 1)各県ブロック会議の運営に対する主な意見<意見(担)>

- ・小規模工事評定要領を知らないなどPR不足を実感。そのため、各県ブロック協議会を活用し、PRに努める。
- ・「協議会は方針決定であり、県部会では詳細な議論がよい」。

### <<幹事会において検討>>

H24  
実施計画  
に反映

### 2)幹事会等の運営に対する主な意見<意見(担)>

- ・参加者が多く発言しにくい。
- ・時間の割に資料が多く進行が早い。
- ・参加し難い。(距離が遠い、旅費が出ない 等)

対応(案) 今後、幹事会の開催方法等について検討する。(分会方式、ブロック化、議題項目の削減 等)

## ◆公共工事品質確保推進に向けた今後の実施方針(案)

### ①各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施(継続)

- ・各県の既存協議会等と連携して、自治体発注担当者等を対象に、公共工事品質確保推進に関する必要な情報提供、主要議題における討議、意見交換等を行う。

### 《幹事会において検討》

H24  
実施計画  
に反映



### 3) 予定価格等の事後公表に関する主な意見 <意見(担)>

- ・業界内でも賛成・反対の意見がある。
- ・事後公表では、予定価格等の厳重な管理が必要となる。
- ・業者と職員の距離が近い(親戚関係など)分、何もなくても疑われる。
- ・専門知識を持つ職員が少なく、積算根拠等質問対応が困難。

対応(案)

予定価格等の事後公表への移行については、職員保護等の視点から現状追認の意見が多くあり、今後とも幹事会や各県ブロック会議などにおいて議論し担当者等の理解を深めていく。

## ◆公共工事品質確保推進に向けた今後の実施方針(案)

### ②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進(継続)

- ・自治体発注担当者等の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査現場において臨場(実地研修)を実施するので積極的活用を図る。
- ・特に要望がある場合、自治体小規模工事の検査現場に国・県等の検査職員等が立会し、検査完了後に助言する支援を行う。(国交省・県)

#### 《幹事会において検討》

H24  
実施計画  
に反映



- ・活用希望の自治体71%(H23.5月末現在) <意見 (調)>
- ・「参考になった」と回答した自治体85% <意見 (臨)>
- ・小規模工事の臨場を希望 <意見 (臨)>

対応(案) H24年度は、特に県工事の臨場機会を増やす。

# ◆公共工事品質確保推進に向けた今後の実施方針(案)

## ③国・県等の既存研修制度の活用推進(継続)

- ・自治体発注担当者等の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の既存研修制度の積極的活用を図る。

H23  
実施方針  
と同じ

- ・活用を希望する自治体80%(H23.5月末現在) <意見 調>
- ・研修への参加希望 国58%、県85%( " ) <意見 調>
- ・参加人数 国4人、県238人(H23実績) <意見 調>

## ④国・県の職員等を学識経験者として活用推進(継続)

- ・総合評価落札方式の意見聴取を行う学識経験者として、国・県等の職員を派遣する支援の積極的活用を図る。

### 《幹事会において検討》

H24  
実施計画  
に反映



- ・活用希望の自治体67%(H23.5月末現在) <意見 調>
- ・本制度を知らない自治体も多くPR不足を実感。 <意見 担>
- ・直轄工事の総合評価小委員会に参加(見学)しても、大規模な工事ばかりで参考にならない。 <意見 ブ>

- 対応(案)
- ・H24年度は、新たに本制度のPR誌等を作成し支援の強化を図る。
  - ・県や市町村において、学識経験者等の審査を見学できる機会を調査する。

## ◆公共工事品質確保推進に向けた今後の実施方針(案)

### ⑤国と県による市町村キャラバンの実施及び、総合評価の先進自治体の実施事例紹介(新規)

1. 国・各県において、公共工事の入札及び契約の適正化、及び公共工事の品質確保に関する推進施策について、関係市町村の担当課長等と意見交換を行う。
2. 自治体発注担当者等に総合評価落札方式を理解し、適切な作業量や必要人員を把握してもらうため、先進自治体の実施事例を紹介する機会を設ける。
3. 自治体発注担当者等に対する支援の強化として、総合評価の先進自治体の総合評価実施要綱等を収集・整理し、問い合わせ事項に対しより適した事例を迅速に提供できるようにする。

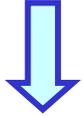


新たな  
取り組み

- 1) 総合評価に関して対応が必要と考えられる意見。〈意見 担〉
  - ・国は基本方針を出して欲しい。(対象工事の金額による選定など)
  - ・大手企業は望んでいるが、地元中小企業は望んでいない。
  - ・総合評価適用基準について明確に表現するなど、要綱を見直す必要がある。
  - ・手間な総合評価の必要性を感じない。(メリットが分かりにくい)
  - ・技術提案の評価が難しい。
- 2) 他自治体の評価事例が知りたい。〈意見 ブ〉

# H24協議会開催に向けてのスケジュール(案)

◆H24. 1月31日



H23年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催

・今後の実施方針について、協議し策定する。

◆各自治体の品確推進に係わる対応状況調査(H24.4.1現在)

◆H24. 6月頃

H24年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会(幹事会) 開催

・H24実施計画について協議・策定、公共工事品質確保推進に係わる最新情報提供。

## 各県毎に協議会 開催

・各県単位で協議会を開催し、**総合評価の先進自治体の実施事例紹介、主要議題における討議**、必要な情報提供等を行う。

◆H24年度自治体支援実施

・**幹事会開催方針の検討**

・工事検査・成績評定の臨場の活用推進

・国・県等の既存研修制度の活用推進

・総合評価落札方式の学識経験者として、国・県等の職員を派遣する支援の活用推進  
(PR誌作成、**県・市町村の審査会への臨場検討**)

・**総合評価の先進自治体の総合評価実施要綱等の収集・整理**

・**国と県による市町村キャラバンの実施**

◆H25. 1月末頃

H24年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催(予定)

・H24年度の活動状況報告、H25年度に向けた活動実施方針(案)の決定 等

# 公共工事品質確保推進に係わる意見交換

# 先進市町の取組事例紹介

## 那賀町

### ◆総合評価落札方式について

- ・特別簡易型で1,000万円以上の工事について原則実施。
- ・実績件数 H21年度4件、H22年度26件／80件(32.5%)、H23年度40件予定(34件実施済み)。
- ・総合評価落札方式で実施してからは、不良工事等もなく、地元住民との大きなトラブルもないことからある一定の品質向上がなされたと考えている。
- ・平成19年度から検査室を置き、指名審査、入札、検査、総合評価の審査等事務を行い、現場担当者の事務の軽減を図っている。

## 津野町

### ◆総合評価落札方式について

- ・H19年9月より2,500万円以上の工事について、簡易型の総合評価落札方式制度を導入。
- ・同種・類似工事の施工実績と技術者の施工経験の2点を評価要点としている。
- ・年間の実施件数は平均で15件程度であり、実績ある優良な企業との契約という面では、目的を達成しているが、低入札の減少についてはいまひとつ成果が出ていない。
- ・今後、簡易型総合評価落札方式の新たな評価項目を検討し、簡易総合評価制度の進化型の導入を考えている。

### ◆予定価格について

- ・最低制限価格制度を導入しているが、近年、最低制限価格でのくじ引きによる落札が増加する傾向にあり、H23年度から事後公表としている。

## 東かがわ市

### ◆総合評価落札方式について

- ・平成20年度に「東かがわ市建設工事総合評価方式実施方針」を定め、以降総合評価落札方式による制限付き一般競争入札を実施。
- ・学識者の意見聴取は、四国地整、県の職員、市内在住の香川県建築指導室のOBの3名を外部委員として招請。
- ・5,000万円以上の全工事に適用。
- ・実績件数H20年度4件、H21年度6件、H22年度13件、H23年度6件  
(合計29件のうち、標準型と簡易型Aタイプが約6割を占め、技術評価を行う割合が高い。)

### ◆事務局の体制

- ・平成19年より、長年の経験を持つ副主幹級の正職員をリーダーとする工事監察グループを2名体制で発足。
- ・技術基準の策定や積算基準、設計書の審査、工事の検査・成績評定など全ての権限を集中することにより、技術関係事務が統一された。
- ・事務局を担当する職員は、研修や情報収集に日頃からあらゆる機会を通して研鑽に努めている。